平成２６年３月３日

各　位

会　　社　　名　ダイドードリンコ株式会社
代表者の役職氏名　代表取締役社長　　髙松　富博
（コード番号：２５９０　東証第１部）
問い合わせ先　執行役員　ｺｰﾎﾟﾚｰﾄｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ本部長
長谷川　直和
電　話　番　号　０６－６２２２－２６２１

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 3 月 3 日開催の取締役会において、平成 26 年 4 月 16 日開催予定の当社第 39 回定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

１．変更の理由

当グループでは、このたび新たな企業理念と長期経営ビジョンを策定し、ビジョンの実現に向けた成長戦略の実行に取り組んでいくこととしております。経営の透明性を高めるとともに、成長戦略の推進を目指す上でグループ経営の一層の基盤強化を図るべく、現行定款第２５条の２項の役付取締役に取締役会長の追加をお願いするものであります。また、社外取締役として適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第３２条に当社と社外取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定の追加新設をお願いするものであります。なお、当規定の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

現　行　定　款	変　更　案
(代表取締役および役付取締役) 第２５条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 ２　取締役会は、その決議によって取締役社長１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、相談役各若干名を定めることができる。	(代表取締役および役付取締役) 第２５条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 ２　取締役会は、その決議によって取締役会長１名、取締役社長１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、相談役各若干名を定めることができる。
(取締役の責任免除) 第３２条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。	(取締役の責任免除) 第３２条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
(新設)	

(下線は変更部分を示す)

３．定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日　　平成２６年４月１６日
定款変更の効力発生日　　平成２６年４月１６日

以　上